

令和5年9月22日招集の定例県議会  
における追加議案の知事提案説明要旨

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本議案は、退職手当の未払いに係る損害賠償の額を定めるものでございます。

本件につきましては、平成30年7月31日に埼玉県を退職し、翌日から埼玉県以外の地方公共団体の職員となった相手方について、埼玉県での勤続期間を通算した退職手当が当該地方公共団体において支給されるものと誤認したことにより、退職手当を支給せずに遅延損害金を生じさせたものです。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。